

平成29年6月7日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成27年(ワ)第13029号 TPP交渉差止・違憲確認等請求事件(以下「甲事件」という。)

平成27年(ワ)第23567号 同請求事件(以下「乙事件」という。)

口頭弁論終結日 平成29年1月16日

判 決

甲 事 件 原 告 ら 別紙原告目録1記載のとおり

乙 事 件 原 告 ら 別紙原告目録2記載のとおり

原 告 ら 訴 訟 代 理 人 別紙原告訴訟代理人目録記載のとおり

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告 国

同 代 表 者 法 務 大 臣 金 田 勝 年

同 指 定 代 理 人 別紙被告指定代理人目録記載のとおり

主 文

- 1 甲事件原告番号1ないし11の原告ら及び乙事件原告番号1056の原告の環太平洋パートナーシップ協定の締結差止請求に係る訴え及び同協定の違憲確認請求に係る訴えをいずれも却下する。
- 2 第1項の原告らのその余の請求及びその余の原告らの請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、甲事件原告番号1ないし11の原告ら及び乙事件原告番号1056の原告に対し、環太平洋パートナーシップ協定を締結してはならない。
- 2 被告は、甲事件原告番号1ないし11の原告ら及び乙事件原告番号1056の原告に対し、環太平洋パートナーシップ協定は違憲であることを確認する。

3 被告は、原告らに対し、各1万円を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、原告らが、環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP協定」という。）は、日本国憲法の基本的人権に関する諸規定に違反し、原告らの基本的人権を侵害するなど主張し、甲事件原告番号1ないし11の原告ら及び乙事件原告番号1056の原告（以下「原告原中ら」という。）が、被告に対し、人格権及び生存権に基づき、被告がTPP協定を締結することの差止めを求めるとともに、TPP協定が違憲であることの確認を求め、また、原告らが、被告のTPP協定に係る交渉及び署名により、原告ら的人格権、生存権及び知る権利が侵害されたことを理由として、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料各1万円の損害賠償を求める事案である。

2 前提事実（当事者間に争いのない事実のほかは、括弧内記載の証拠により明らかに認められる。）

(1) TPP協定について

ア TPP協定は、アジア太平洋地域において、物品関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律など、幅広い分野で新たなルールを構築する経済連携協定である（乙1, 2）。経済連携協定とは、貿易の自由化に加え、投資、人の異動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定をいう（乙3）。

イ TPP協定は、平成22年3月、P4協定と呼ばれる環太平洋戦略的経済連携協定の加盟国であるシンガポール、ニュージーランド、チリ及びブルネイに、米国、オーストラリア、ペルー及びベトナムを加えた計8か国により交渉が開始された後、マレーシア、カナダ、メキシコ及び我が国を

加えた計12か国がその交渉に参加しており、我が国は、平成25年7月から参加した(乙1, 4)。

ウ TPP協定は、平成27年10月5日、米国アトランタで開催されたTPP閣僚会合において、大筋合意に至った。

その内容は、前文に加え、①冒頭の規定及び一般的定義、②内国民待遇及び物品の市場アクセス、③原産地規制及び原産地手続、④繊維及び繊維製品、⑤税関当局及び貿易円滑化、⑥貿易救済、⑦衛生植物検疫(SPS)措置、⑧貿易の技術的障害(TBT)、⑨投資、⑩国境を超えるサービスの貿易、⑪金融サービス、⑫ビジネス関係者の一時的な入国、⑬電気通信、⑭電子商取引、⑮政府調達、⑯競争政策、⑰国有企業及び指定独占企業、⑱知的財産、⑲労働、⑳環境、㉑協力及び能力開発、㉒競争力及びビジネスの円滑化、㉓開発、㉔中小企業、㉕規制の整合性、㉖透明性及び腐敗行為の防止、㉗運用及び制度に関する規定、㉘紛争解決、㉙例外、㉚最終規定の合計30章で構成されるものである(乙2, 4)。

エ 平成28年2月4日、ニュージーランドにおいて、TPP協定について交渉参加国代表による署名が行われた。

(2) 本件訴訟における原告原中らの訴えの変更について

本件訴訟においては、原告らが被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき損害賠償を求めるほか、原告原中らが、当初、被告に対し、TPP協定に係る交渉の差止め及び違憲であることの確認を求めていたが(以下、上記交渉の差止請求を「本件旧差止請求」、違憲確認請求を「本件旧違憲確認請求」といい、併せて「本件旧請求」という。)、原告原中らは、平成28年2月22日、本件旧請求に係る訴えを、上記第1のとおり、TPP協定の締結の差止請求(以下「本件締結差止請求」という。)及びTPP協定の違憲確認請求(以下「本件違憲確認請求」といい、本件締結差止請求と併せて「本件新請求」という。)に訴えを交換的に変更する旨の「訴えの変更の申立」と

題する書面を当裁判所に提出し、同日、同書面が被告に送達された（以下、この訴えの変更を「本件訴えの変更」という。）。

これに対し、被告は、同年4月11日の本件口頭弁論期日において、本件訴えの変更のうち、本件旧請求に係る訴えの取下げについてはいずれも同意したが、本件新請求に係る訴えの追加については異議を述べた。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 本件訴えの変更の許否（争点1）

（被告の主張）

本件訴えの変更のうち、本件新請求に係る訴えの追加については、次のとおり、民訴法143条1項の訴えの変更の要件を満たさないから、同条4項に基づき、不許の決定がされるべきである。

ア(ア) 訴えの変更の要件のうち、「請求の基礎に変更がない」（民訴法143条1項本文）とは、両請求の主要な争点が共通であって、旧請求についての訴訟資料や証拠資料を新請求の審理に利用することが期待できる関係にあり、かつ、各請求の利益主張が、社会生活上同一又は一連の紛争に関するものに限られる場合をいうと解される。

(イ) しかるに、本件旧請求は、いずれもTPP協定に関する「交渉」について、その差止め及び違憲確認を求めるものであるところ、これらの「交渉」に係る訴えについて、被告が請求の特定を欠くため不適法である旨主張したのに対し、原告原中らは、「交渉とは、国が国際条約の正文を得るために参加国と接触する一切の行為」をいうと主張したが、なお、「交渉」に係る請求の特定性は本件旧請求に係る主要な争点の一つである。

これに対し、本件新請求においては、原告原中らが「締結」という用語を用いて主張する内容が判然としないため、「締結」に係る請求の特定性の有無が新たに争点となることが見込まれる。また、本件違憲確認

請求は、被告によるTPP協定の「締結」行為ではなく、TPP協定そのものを対象とするようであるが、TPP協定は、いまだ締結されておらず、効力も生じていないことは明らかであるため、やはりTPP協定に係る請求の特定性の有無が新たな争点になることが見込まれる。

(ウ) さらに、本件旧違憲確認請求については、TPP協定に関する「交渉」によって、原告原中らの有する権利又は法的地位に危険又は不安が存在するか否かや、確認訴訟によることが必要かつ適切であるか否かといった確認の利益の有無が争点となっている。

これに対し、本件違憲確認請求については、TPP協定そのものを対象として、原告原中らの権利又は法的地位に危険又は不安が存在するか否かや、確認訴訟によることが必要かつ適切であるか否かといった確認の利益の有無が新たな争点となることが見込まれる。

(エ) 以上のとおり、新たな争点となることが見込まれる請求の特定性、民事訴訟手続によることの適法性、確認の利益の有無は、その争点自体の一部は抽象的には本件旧請求に係る争点と同じように見えるが、その争点の具体的な内容は、差止めないし違憲確認を求める対象が、TPP協定の「交渉」からTPP協定の「締結」あるいは「協定」そのものに変更されることに伴って、異なることとなるため、本件新請求の審理においては、本件旧請求についての訴訟資料等をそのまま利用すれば足りるというものではない。

また、本件旧請求は、原告らの国家賠償請求とともに、一貫して、TPP協定に関する「交渉」を被告の侵害行為と位置付けて主張されてきたものであり、本件訴訟における一連の紛争は飽くまでも「交渉」を対象として審理が進められてきたものである。これに対し、本件新請求は、「締結」あるいは「協定」そのものを審理対象とするものであり、依然として維持されている「交渉」に係る国家賠償請求との関係に照らして

も、同一の紛争に関するものとはいえない上、上記のとおり、争点も異なることからすれば、直ちに一連の紛争であるとも認め難い。

したがって、本件旧請求と本件新請求は、「請求の基礎に変更がない」とはいえない。

イ(ア) 原告原中ら自身も、「訴え変更申立書」において、平成28年2月4日にニュージーランドにおいてTPP協定の署名が行われたことをもって、TPP協定の交渉の終了を意味するとしており、本件旧差止請求については、差止めの対象であるTPP協定の交渉が存在せず、訴えの利益が失われたことは明らかであり、直ちに審理を終結し、訴えを却下することが可能である。また、本件旧違憲確認請求についても、TPP協定に関する「交渉」が終了したのであれば、審理対象である「交渉」行為が確定したといえるため、それを前提に違憲確認請求に係る訴えの適法性を判断することができるのであり、やはり直ちに審理を終結し、訴えを却下することが可能である。

イ(イ) これに対し、本件新請求については、差止請求の対象である「締結」や違憲確認請求の対象である「協定」が特定されていないという問題を始めとして、新たに複数の争点が生じることが見込まれ、当事者双方がそれぞれの主張を踏まえて更なる主張をする必要が生じることが見込まれる。その場合、原告原中らの主張や、争点の整理状況、裁判所の判断によっては、被告においても、詳細な主張や立証を余儀なくされるおそれがあり、そのような事態になれば、速やかな審理の終結は期待し得なくなる。

とりわけ、本件旧請求にいうTPP協定に関する「交渉」に係る争点から、本件新請求にいうTPP協定の「締結」あるいは「協定」そのものに係る争点への変更について、請求の基礎や同一性を緩やかに認め、訴訟手続の遅延の程度を必ずしも重視しない場合、TPP協定に関連す

る各種手続の進行に伴い、原告原中らにおいて、関係する国内法の立法の差止め、違憲確認、国家賠償請求や締結後のTPP協定に係る国の行為の差止め、違憲確認、国家賠償請求等が五月雨式に追加される蓋然性が高く、更なる審理の著しい遅延を招くことになるのは必至である。

(ウ) したがって、本件新請求に係る訴えの追加的変更が認められるとすれば、「著しく訴訟手続を遅延させることになるとき」(民訴法143条1項ただし書)に該当する。

(原告原中らの主張)

本件訴えの変更は、次のとおり、民訴法143条1項の要件を満たす。

ア 被告は、原告原中らがTPP協定の「締結」の差止めを請求していることにつき、「締結」の内容が特定されておらず、本件締結差止請求の特定性が新たな争点になる旨主張する。しかし、原告原中らが主張する「締結」とは、憲法73条3号にいう内閣の行う条約の「締結」そのものであり、従前の「交渉」と同様、行政たる内閣の行為である「締結」について差止めを求めるものであるから、従前の争点と異なることはない。

また、被告は、本件違憲確認請求が、確認の利益の有無について本件旧違憲確認請求と異なると主張するが、原告原中らは、TPP協定について憲法違反であることを前提に主張しているのであり、確認の対象がTPP協定の「交渉」から「締結」に変わっても、確認の利益の内容に大きな変更が生じることはない。したがって、請求の基礎に変更はない。

イ 被告は、本件訴えの変更が、著しく訴訟手続を遅滞させると主張する。しかし、本件において、被告はいまだ詳細な主張はしておらず、実質的な審理はほとんど進んでいないから、本件訴えの変更によっても、何ら訴訟手続が遅延するものではない。

(2) 本件締結差止請求に係る訴えの適法性(争点2)

(原告原中らの主張)

TPP協定は違憲であり、原告原中らの人格権、生存権が侵害されている（別紙原告ら主張の第2章ないし4章）以上、原告原中らは、人格権及び生存権に基づき、TPP協定の締結の差止めを求めることができる（別紙原告ら主張の第5章）。

被告は、TPP協定の締結が行政権の行使であるから、民事上の差止請求は不適法である旨主張するが、TPP協定の締結が違憲であるのに、それが行政権の行使であるとして裁判所が差止めをし得る余地がないと考えるのはあまりにも乱暴である。被告が指摘する判例は、学説でも批判的見解が多いものである。

（被告の主張）

本件締結差止請求において差止めの対象とされているTPP協定の締結は、憲法73条3号本文にいう「条約を締結すること」に該当し、内閣の職務の一つであって、行政権の行使そのものであるから、本件締結差止請求に係る訴えは、内閣の行政上の権限の行使の取消変更又はその発動を求める請求を包含するものである。

そして、このような行政権の行使に対し、私人が私法上の給付請求権を有すると解することはできず、民事上の請求としてその差止めを求める訴えが不適法であることは、確立された判例である（最高裁昭和51年（オ）第395号同56年12月16日大法廷判決・民集35巻10号1369頁、同昭和62年（オ）第58号平成5年2月25日第一小法廷判決・民集47巻2号643頁）。

したがって、本件締結差止請求に係る訴えは、不適法である。

(3) 本件違憲確認請求に係る訴えの適法性（争点3）

（原告原中らの主張）

被告は、本件違憲確認請求に係る訴えが、具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争に該当しない以上、法律上の争訟に該当しないと主張

するが、T P P 協定によって、憲法上の権利等が制限されることは後記(4)及び(5)の（原告原中らの主張）のとおりであるから、本件違憲確認請求に係る訴えは、具体的権利義務に関する紛争に係るものであり、また、本件違憲確認請求について違憲確認の判断がされれば、T P P 協定の締結からの撤退等の効果が生じるのであるから、本件違憲確認請求に係る紛争は、法律の適用により解決し得るものであり、法律上の争訟に該当する。

また、T P P 協定についての交渉の結果が成文化されており、原告原中らの権利が侵害され、ないし法律関係に変動が生じる蓋然性は極めて高い状況下にある。したがって、現在の協定文そのものを前提として、T P P 協定の違憲確認を求める利益は十分にある。

（被告の主張）

ア 裁判所がその固有の権限に基づいて審判することのできる対象は、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」、すなわち、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、それが法令の適用により最終的に解決することができるものに限られる。

そうすると、訴えの内容が、具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争でない場合や、法令の適用により最終的に解決することができない場合、当該訴えは、裁判所の審判の対象にならず、不適法として却下を免れない。

これを本件違憲確認請求に係る訴えについてみると、同訴えは、T P P 協定そのものについて違憲確認を求めるものであるが、T P P 協定は、いまだ締結されておらず、発効もしていない上、T P P 協定に対応する国内法の改正、施行等もされていないのであって、T P P 協定によって原告原中らの権利義務ないし法律関係に何らかの影響が生じているとはいえない。

したがって、本件違憲確認請求に係る訴えは、具体的権利義務ないし法

律関係の存否に関する紛争を離れて抽象的にT P P協定そのものの違憲確認を求めるものであることは明らかであって、付随的違憲審査制を採用する我が国の司法制度の在り方とも相容れないものである。

したがって、本件違憲確認請求に係る訴えは、裁判所法3条1項の「法律上の争訟」に該当しない不適法な訴えである。

イ また、民事訴訟制度は、当事者間における現在の具体的な権利義務ないし法律関係をめぐる紛争を解決することを目的とするものであるから、確認訴訟における確認の対象は、当事者間における現在の具体的な権利義務ないし法律関係でなければならず、かかる対象を欠く確認の訴えは、確認の利益を欠くものとして不適法となる。

これを本件についてみると、上記のとおり、T P P協定は、いまだ締結されておらず、T P P協定に対応する国内法の改正、施行等もされていないのであって、原告原中らの権利義務ないし法律関係に何らかの影響を及ぼすような法規範は存在せず、同原告らの法的利益は何ら侵害されていない。

加えて、T P P協定について、交渉参加国代表による署名が行われたからといって、被告と原告原中らとの間に何らかの具体的な権利義務ないし法律関係が創設、変更されるものでないこともまた明らかである。

そうすると、原告原中らの上記主張は、結局のところ、T P P協定について、交渉参加国代表による署名が行われたことによって、これに反対している同人らの主義が容れられず、個人的な心情が害され、あるいは、不安の念を抱いたという域を出ないのであって、同人らの権利ないし法的利益が侵害されるものではない。

したがって、T P P協定によって、原告原中らの有する権利ないし法律的地位に危険又は不安が存在するとは認められず、T P P協定が違憲であることを確認することが、現在の具体的な権利義務ないし法律関係に関す

る紛争を解決することにもつながらないから、被告に対し確認判決を得ることが必要かつ適切であるとは到底いえず、確認の利益が認められないことは明らかである。

さらに、原告原中らが、TPP協定によって何らかの法的利益が侵害されたというのであれば、これを理由として国家賠償を求めれば足りるところ、現に、原告らは、本件訴訟において、かかる理由により国家賠償請求をしているのであるから、これとは別個にTPP協定そのものの違憲確認判決を求めることが必要かつ適切であるとは到底いえず、やはり、確認の利益は認められない。

したがって、本件違憲確認請求に係る訴えは、確認の利益を欠く点でも不適法である。

(4) 本件締結差止請求の当否（争点4）

（原告原中らの主張）

TPP協定が国民の暮らしに与える影響は、別紙原告ら主張の第1章のとおりであり、TPP協定は、同第2章及び3章のとおり、憲法41条、76条1項、25条、13条、21条等に違反し、同第4章のとおり、原告原中らの生存権、人格権を侵害する。したがって、原告原中らは、同第5章のとおり、被告に対し、生存権、人格権に基づくTPP協定の締結差止請求権を有する。

（被告の主張）

上記(2)の（被告の主張）のとおり、本件締結差止請求に係る訴えは不適法であるから、同請求の当否を判断するまでもなく、同請求に係る訴えは却下されるべきである。

(5) 本件違憲確認請求の当否（争点5）

（原告原中らの主張）

TPP協定が国民の暮らしに与える影響は、別紙原告ら主張の第1章のと

おりであり、TPP協定は、同第2章及び3章のとおり、憲法41条、76条1項、25条、13条、21条等に違反し、同第4章のとおり、原告原中らの生存権、人格権、知る権利を侵害する。したがって、原告原中らは、被告に対し、TPP協定が日本国憲法に反することの確認を求める。

(被告の主張)

上記(3)の(被告の主張)のとおり、本件違憲確認請求に係る訴えは不適法であるから、同請求の当否を判断するまでもなく、同請求に係る訴えは却下されるべきである。

(6) 原告らの損害賠償請求の当否(争点6)

(原告らの主張)

ア TPP協定が国民の暮らしに与える影響は、別紙原告ら主張の第1章のとおりであり、TPP協定は、同第2章及び3章のとおり、憲法41条、76条1項、25条、13条、21条等に違反し、被告によるTPP協定の交渉及び署名によって、原告らの生存権及び人格権として保障される「国民の安定的な食料供給を受ける権利」、「農業従事者が農業を営みつつ最低限度の生活を維持できる権利」、「安全な食品の提供を受ける権利」、「等しく良質で適切な医療を受ける権利」、「平穏な生活を営む権利」、「人格権としての知る権利」が受忍限度を超えて侵害されている。原告らは、同第4章のとおり、被告によるTPP協定の交渉及び署名により、生存権、人格権を具体的に脅かされ、甚だしい精神的苦痛を被る者であり、また、知る権利を侵害され、主権者としての行動が妨げられている。したがって、原告らは、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料各1万円の損害賠償を求める。

イ 被告の主張は、原告らが主張する被侵害利益のみに注目して、その被侵害利益性を一般的に否定し、その一事をもって不法行為の成立を否定するものであって、国家賠償法上の違法性につき、被侵害利益の種類・性質・

内容と侵害行為の態様・侵害の程度を相関的に判断する判例の立場とは異なる独自の主張である。

(被告の主張)

ア TPP協定は、いまだ発効はもとより締結もされておらず、これが存在していないことはもとより、当然のことながらTPP協定に対応する国内法の改正、施行等もされていないのであるから、原告らの権利義務ないし法律関係に何らかの影響を及ぼすような法規範は存在しない。また、TPP協定に関する交渉は、それ自体によって、被告と原告らの間に何らかの具体的な権利義務ないし法律関係が創設、変更等されるものでもない。

したがって、TPP協定又はこれに関する交渉によって原告らの権利ないし法的利益が何ら侵害されていないことは明らかであり、原告らの損害賠償請求は主張自体失当であるから、原告らの主張する事実関係を確定するまでもなく棄却されるべきである。

イ 国家賠償制度が個別の国民の権利ないし法的利益の侵害を救済するものであることの当然の帰結として、国家賠償法1条1項の違法は、当該個別の国民の権利ないし法的利益に対する侵害があることを前提としており、権利ないし法的利益の侵害が認められない場合には、国家賠償法上の違法を認める余地はない。これは、国家賠償法が民法の不法行為(709条以下)の特別法であることから明らかである。

ウ 原告らがTPP協定の交渉等によって侵害されると主張する種々の権利は、いまだ抽象的、一般的なものとどまり、裁判上の救済が得られる程度に具体的、個別的な法律上保護される権利ないし法的利益とは認められない。そもそもTPP協定は、いまだ締結すらされておらず、発効もしていない。したがって、TPP協定に対応する国内法の改正、施行等もされていないのであるから、原告らの権利義務ないし法律関係に何らかの影響を及ぼすような法規範は存在しないのであり、TPP協定に係る交渉等に

よって侵害される原告らの権利ないし法的利益を観念する余地はない。

結局のところ、原告らの主張は、T P P協定について、あるいは、T P P協定に関する交渉について、これに反対する原告らの主義・主張が容れられず、個人的な心情が害される、あるいは現状の生活が脅かされるのではないかといった漠然とした不安を抱いたという域を超えるものではないのであって、これをもって、国家賠償法1条1項で法的に保護される権利ないし法的利益の侵害があったということはできない。

エ 原告らは、T P P協定の交渉の内容が秘密とされていることにより、国民主権に由来する知る権利が侵害されていると主張するが、「知る権利」の概念は、それ自体、多義的である。仮に、これを「知ることを妨げられない権利」と捉えたとしても、原告らは、T P P協定あるいはT P P協定の交渉に関して、自ら情報を収集する自由を何ら妨げられているわけではない。また、これを積極的に行政機関の長等に対して情報の開示を求める権利として捉えたとした場合、原告らも自認するとおり、このような意味での「知る権利」は、直ちに行政機関の長等に対して情報の開示を求めることまでも保障しているものではなく、当該情報の開示請求権を付与する法律が制定されて初めて、当該情報の開示を求めることができるようになるという抽象的な権利にとどまるものである。そして、行政機関が保有する情報に関しては、行政機関の保有する情報に関する法律によって開示請求権者、開示請求の手續、開示の範囲、開示の方法・時期等が定められ、これに基づいて具体的な請求権が発生するのであって、憲法上の「知る権利」が認められたからといって、当然に裁判規範としての具体的権利性が認められるものではない。

この点、原告らは、公開されるべき必要性が高い情報については、法律上の根拠がなくても、憲法21条に基づいて直接、積極的に公開を求める権利が認められるなどと主張するが、およそ法的根拠のない独自の見解で

ある。

結局のところ、原告らは、T P P協定又はその締結に関する情報に関して、政府によってすべからず秘密とされない利益、一切の情報を提供される利益なるものが個別の国民に保障されていると考えるようであるが、情報公開に関する法制度を離れて、個別の国民が、国の政策ないし施策に関して、その情報の一切について秘密にされない利益ないしは、すべての情報を提供される利益を持つなどとはおよそ考えられないのであって、かかる利益なるものを国家賠償法上法的保護に値する利益として観念する余地などないというべきである。

オ 以上のとおり、原告らには、T P P協定又はT P P協定の交渉等によって侵害される法的利益などおよそ観念できないのであって、原告らの国家賠償請求は失当である。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（本件訴えの変更の許否）について

- (1) 被告は、本件新請求に係る訴えの追加については、①請求の基礎に変更がないとはいえないこと、②著しく訴訟手続を遅滞させることになるときに該当することを理由に、民訴法143条1項の訴えの変更の要件を満たさないから、同条4項により不許の決定がされるべきである旨主張する。
- (2) そこで検討するに、本件旧請求は、いずれもT P P協定に関する「交渉」について、その差止め及び違憲確認を求めるものであり、他方、本件新請求において差止め及び違憲確認の対象とされているのは、T P P協定の「締結」又は「T P P協定」そのものであるが、本件新請求に係る訴えについては、後記2及び3のとおり、①行政権の行使について民事訴訟上の差止めが認められるか否か、②T P P協定そのものの違憲確認が許されるのか否か、という点で判断が可能であるところ、後記2及び3の判断内容に照らせば、本件旧請求に対する実質的争点も、①については同様であり、②についても、違

憲確認の対象は「交渉」と「締結」で異なるものの、実質的には同様であるといえる。したがって、両請求は、主要な争点が共通であり、本件旧請求についての訴訟資料や証拠資料を本件新請求の審理に利用することが期待できる関係にあると認められる。

また、上記のような本件旧請求から本件新請求へ訴えの変更を認めたことによつて、著しく審理が遅滞するものともいえない。

- (3) そうすると、本件新請求は、本件旧請求と請求の基礎に変更はなく、また、著しく訴訟手続を遅滞させることにもならないため、本件訴えの変更は、民法143条1項の要件を満たし、許されるというべきである。

したがって、この点に関する被告の主張は採用することができない。

2 争点2（本件締結差止請求に係る訴えの適法性）について

原告原中らは、TPP協定の締結の差止めを求めるところ、TPP協定は、憲法73条3号本文の「条約」に該当し、原告原中らも、同原告らが差止めを求める「締結」とは、正に同条同号の内閣の行為としての「締結」であるとしている。

しかしながら、条約を締結することは、内閣の職務の一つであつて、行政権の行使そのものであり、その差止めを求める本件締結差止請求は、内閣の行政上の権限の取消変更ないしその発動を求める請求にはほかならない。このような行政権の行使につき、私人が私法上の給付請求権としての差止請求権を有すると解すべき余地はないから、民事上の請求としてその差止めを求める訴えは、不適法というべきである（最高裁昭和51年（オ）第395号同56年12月16日大法院判決・民集35巻10号1369頁、同昭和62年（オ）第58号平成5年2月25日第一小法院判決・民集47巻2号643頁参照）。

したがって、原告原中らの本件締結差止請求に係る訴えは、いずれも不適法である。

3 争点3（本件違憲確認請求に係る訴えの適法性）について

民事訴訟制度は、当事者間における現在の具体的な権利義務ないし法律関係をめぐる紛争を解決することを目的とするものであるから、確認訴訟における確認の対象は、当事者間における現在の具体的な権利義務ないし法律関係でなければならず、このような対象を欠く確認の訴えは、確認の利益を欠くものとして不適法である。

これを本件違憲確認請求に係る訴えについてみると、TPP協定は、いまだ発効しておらず、TPP協定に対応する国内法の改正、施行等もされていないのであって（争いが無い。）、原告原中らの権利義務又は法律関係に何らかの影響を及ぼすような法規範は存在しない。また、TPP協定について交渉参加国代表による署名が行われたからといって、被告と原告原中らとの間に具体的な権利義務ないし法律関係が創設、変更等されたものでもない。

そうすると、原告原中らが主張するところは、結局のところ、TPP協定について交渉参加国代表によって署名が行われたことによって、これに反対している原告原中らの主義が容れられず、個人的な心情が害され、あるいは、不安の念を抱いたという域を出ないのであって、原告原中らの権利ないし法的利益が侵害されたものということとはできない。

したがって、TPP協定によって、現に、原告原中らの有する権利又は法律的地位に危険又は不安が存在するとは認められず、TPP協定が違憲であることを確認することが、現在の具体的な権利義務ないし法律関係に関する紛争を解決することにもつながらないから、被告との間で確認判決を得ることが必要かつ適切であるとはいえず、原告原中らに確認の利益は認められない。

よって、原告原中らの本件違憲確認請求に係る訴えは、いずれも不適法である。

4 争点6（原告らの損害賠償請求の当否）について

(1) 原告らは、TPP協定の交渉及び署名により、憲法25条の生存権として

保障される各種権利，憲法13条の人格権として保障される各種権利，憲法21条により保障される知る権利がそれぞれ侵害されたとして，被告に対し，国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求めている。

しかしながら，TPP協定は，いまだ発効しておらず，TPP協定に対応する国内法の改正，施行等もされていないのであるから，原告らの権利義務又は法律関係に何らかの影響を及ぼすような法規範は存在しない。また，TPP協定に関する交渉は，それ自体によって，被告と原告らとの間に何らかの具体的な権利義務ないし法律関係を創設，変更等するものではなく，TPP協定について交渉参加国代表による署名が行われたからといって，被告と原告らとの間に具体的な権利義務ないし法律関係が創設，変更等されたものでもない。

- (2) 原告らは，TPP協定の交渉及び署名によって，原告らの生存権及び人格権として保障される「国民の安定的な食料供給を受ける権利」，「農業従事者が農業を営みつつ最低限度の生活を維持できる権利」，「安全な食品の提供を受ける権利」，「等しく良質で適切な医療を受ける権利」や，憲法13条の人格権として保障される「平穏な生活を営む権利」，「人格権としての知る権利」が侵害されているなどと主張する。

しかし，原告らが主張する種々の権利は，抽象的，一般的なものとどまり，裁判上の救済が得られる程度に具体的，個別的な法律上保護される権利ないし法的利益とは認められない上，上記(1)のとおり，TPP協定に関して，原告らの権利義務又は法律関係に何らかの影響を及ぼすような法規範は存在しないこと等に照らせば，TPP協定の交渉及び署名によって侵害される原告らの権利ないし法的利益を認めることはできない。

- (3) また，原告らは，TPP協定の交渉の内容が秘密とされていることにより，国民主権に由来する知る権利が侵害されていると主張するが，「知る権利」の概念は，それ自体多義的であるところ，これを「知ることを妨げられない

権利」と捉えたとしても、原告らは、T P P協定に係る交渉等に関して、自ら情報を収集する自由を何ら妨げられているわけではない。また、仮にこれを積極的に行政機関の長等に対して情報の開示を求める権利として捉えたとしても、そのような意味での「知る権利」は、直ちに行政機関の長等に対して情報の開示を求めることまでも保障しているものではなく、当該情報の開示請求権を付与する法律が制定されて初めて、当該情報の開示を求めることができるようになるという抽象的な権利にとどまるというべきである。

この点、原告らは、公開されるべき必要性が高い情報については、法律上の根拠がなくても、憲法21条に基づいて直接、積極的に公開を求める権利が認められるなどと主張するが、上記のとおりであるから、その主張は採用することができない。

- (4) 以上のとおり、T P P協定の交渉及び署名によって原告らの権利ないし法的利益が侵害されたとはいえない。

したがって、原告らの国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求はいずれも理由がない。

第4 結論

以上の次第で、その余の争点について判断するまでもなく、原告原中らの本件締結差止請求に係る訴え及び本件違憲確認請求に係る訴えはいずれも不適法であるからこれを却下し、原告らの国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第17部

裁判長裁判官 中 村 さ と み

裁判官 吉 村 弘 樹

裁判官 水 谷 遥 香